

# 同族の考え方と株価評価

株主の態様			評価方式		
同族株主がいる50%	同族株主グループ	取得後の割合5%以上	原則的評価法		
		取得後の割合5%未満		中心的同族株主がない	
				中心的同族株主がいる	中心的同族株主
					役員である、直近役員になる
	その他	配当還元法			
同族株主以外					

## 同族株主

親族・同族関係者で**50%以上**の株を保有している

## 中心的同族株主

配偶者・親子・兄弟・配偶者親で**25%以上**保有

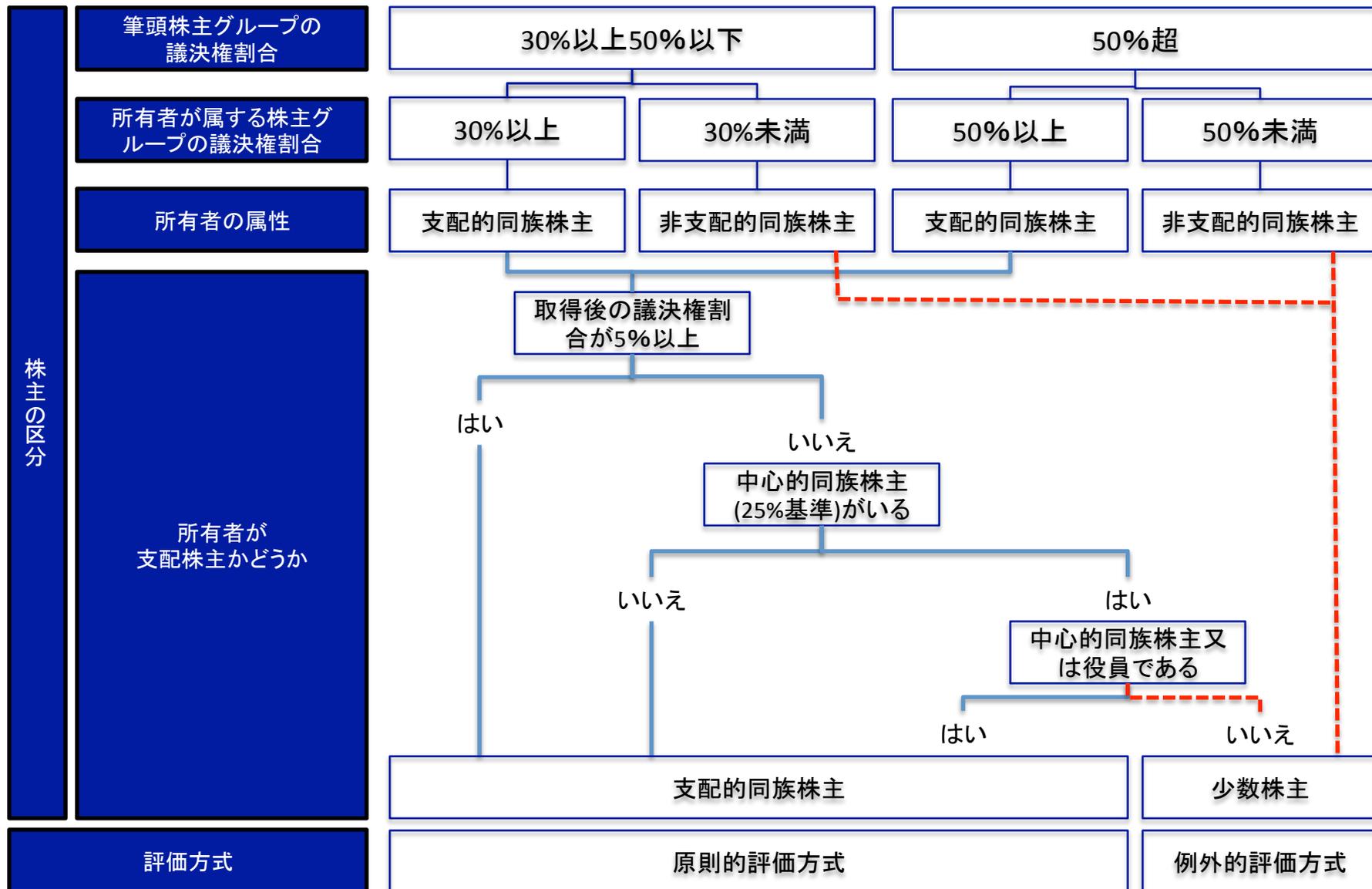
## 中心的株主

同族株主のいない会社で、**同族で15%以上かつ単独で10%以上**保有

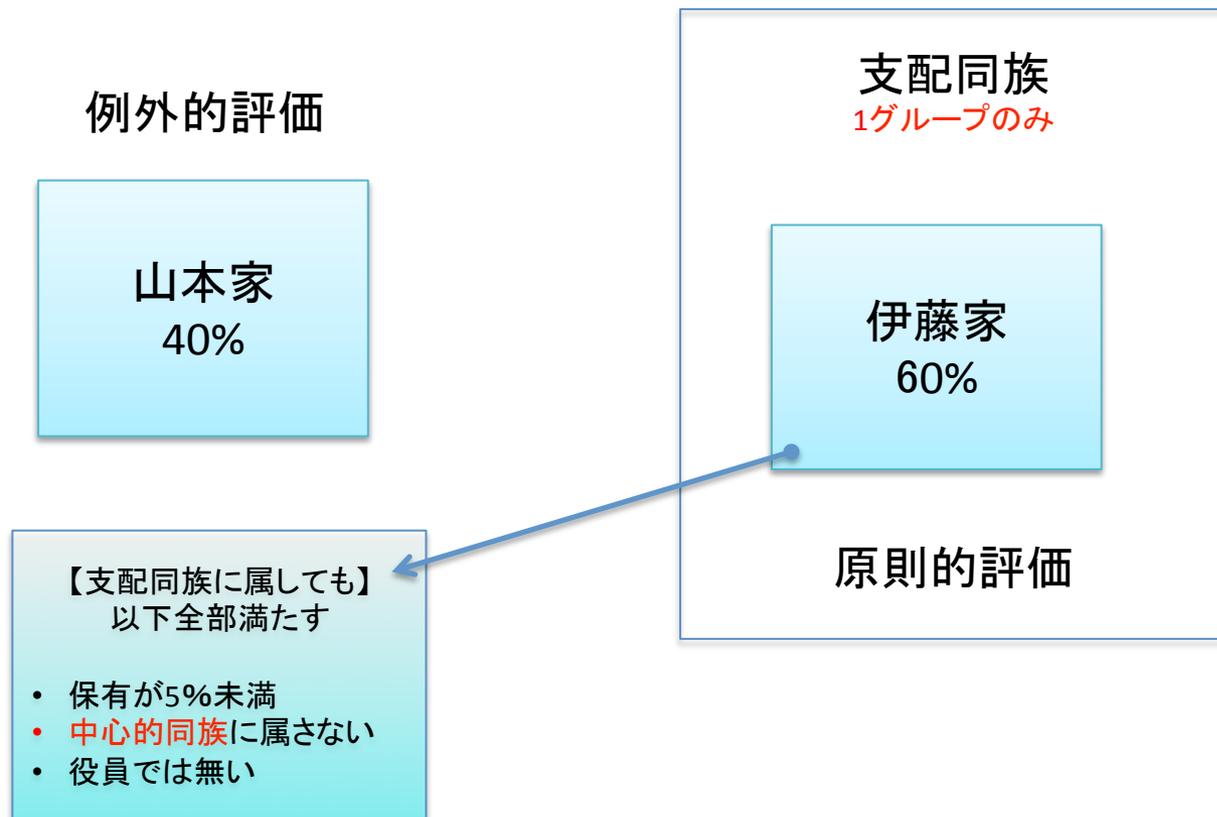
株主の態様			評価方式		
同族株主がない	同族保有が15%以上	取得後の割合が5%以上	原則的評価法		
		取得後の割合5%未満		中心的株主がない	
				中心的株主がいる	役員である、直近役員になる
					その他
	同族保有が15%未満		配当還元法		

※法律で規定されているのはあくまでも黄色い箇所であり、それ以外は原則法

# 同族株主ありの判定フロー

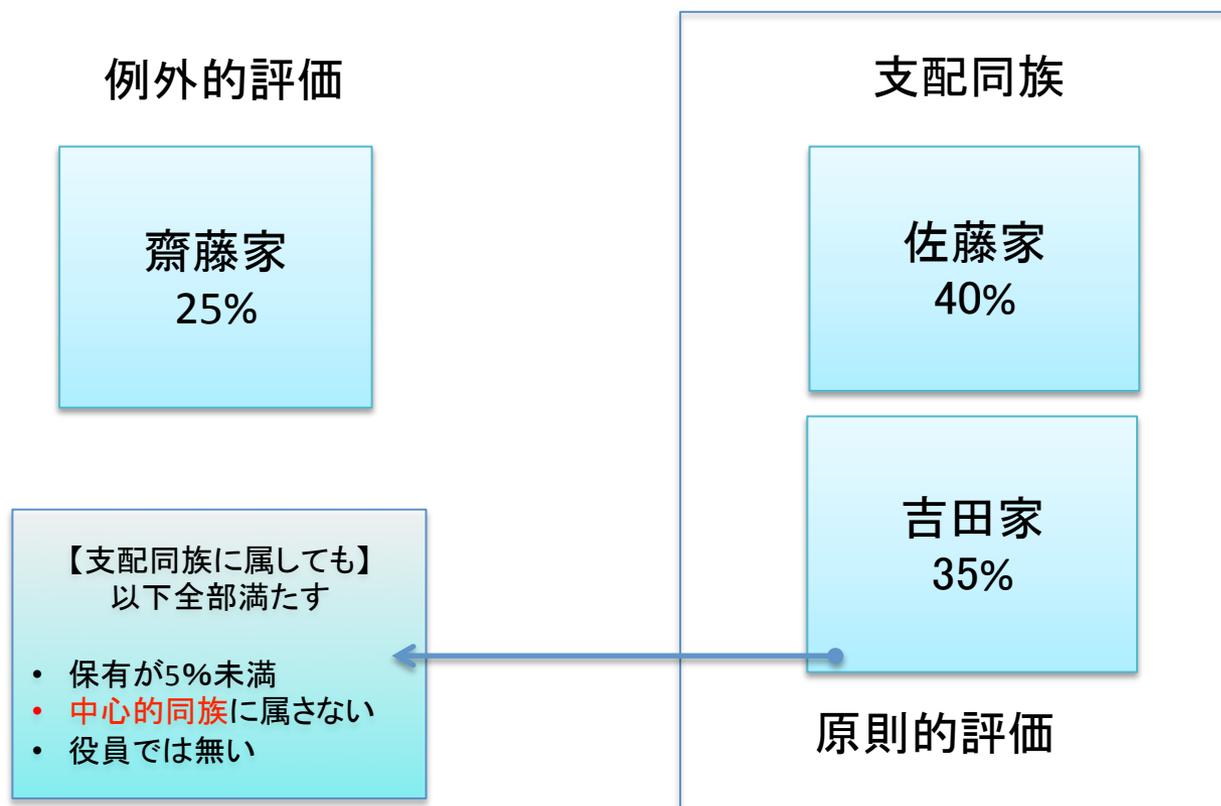


# 筆頭株主グループが50%超



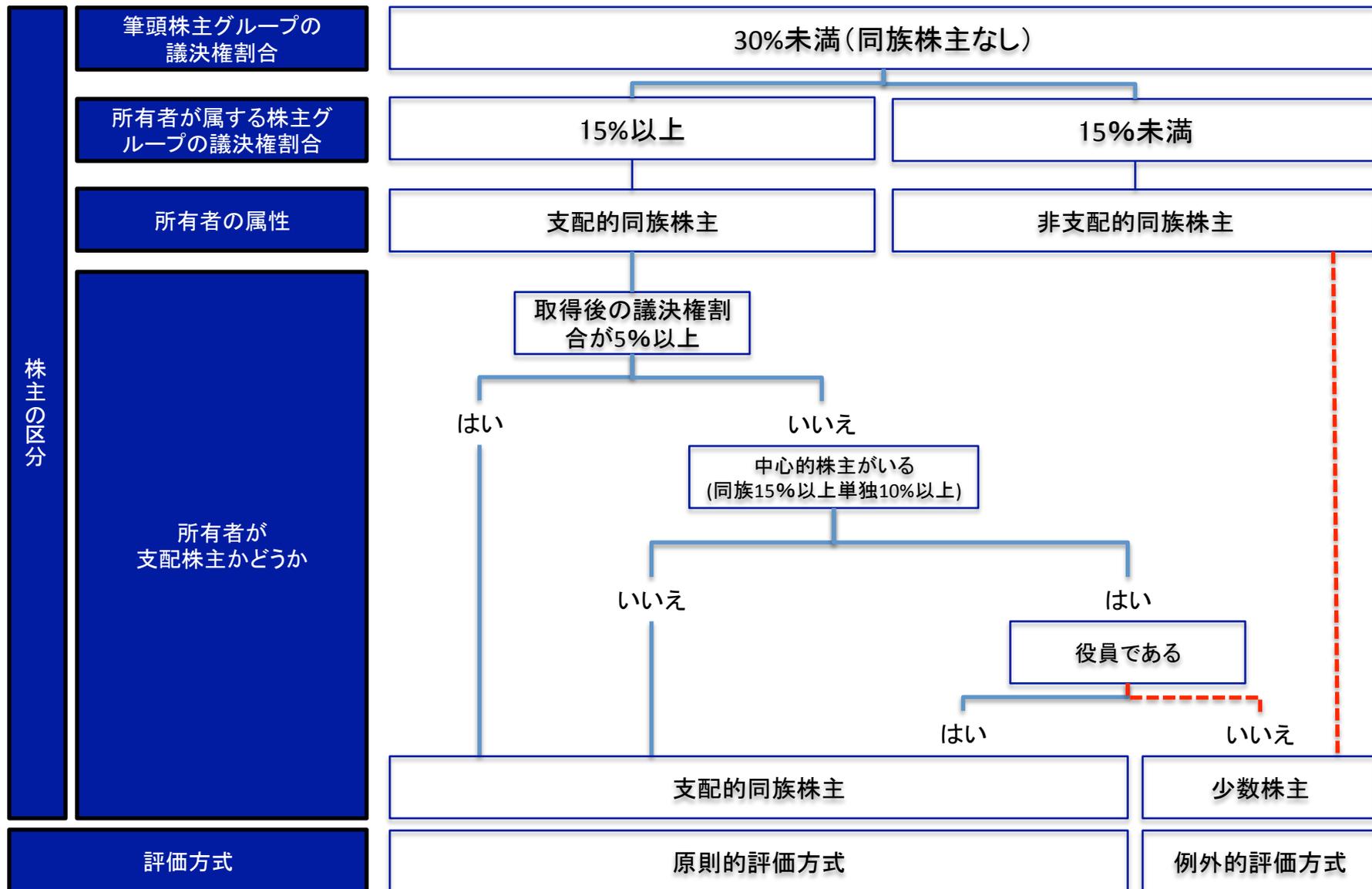
中心同族とは保有議決権25%以上の直系の同族であるその同族株主  
直系同族: 本人を中心に祖父母・父母・配偶者・子・孫・兄弟

# 30%以上の保有がある同族

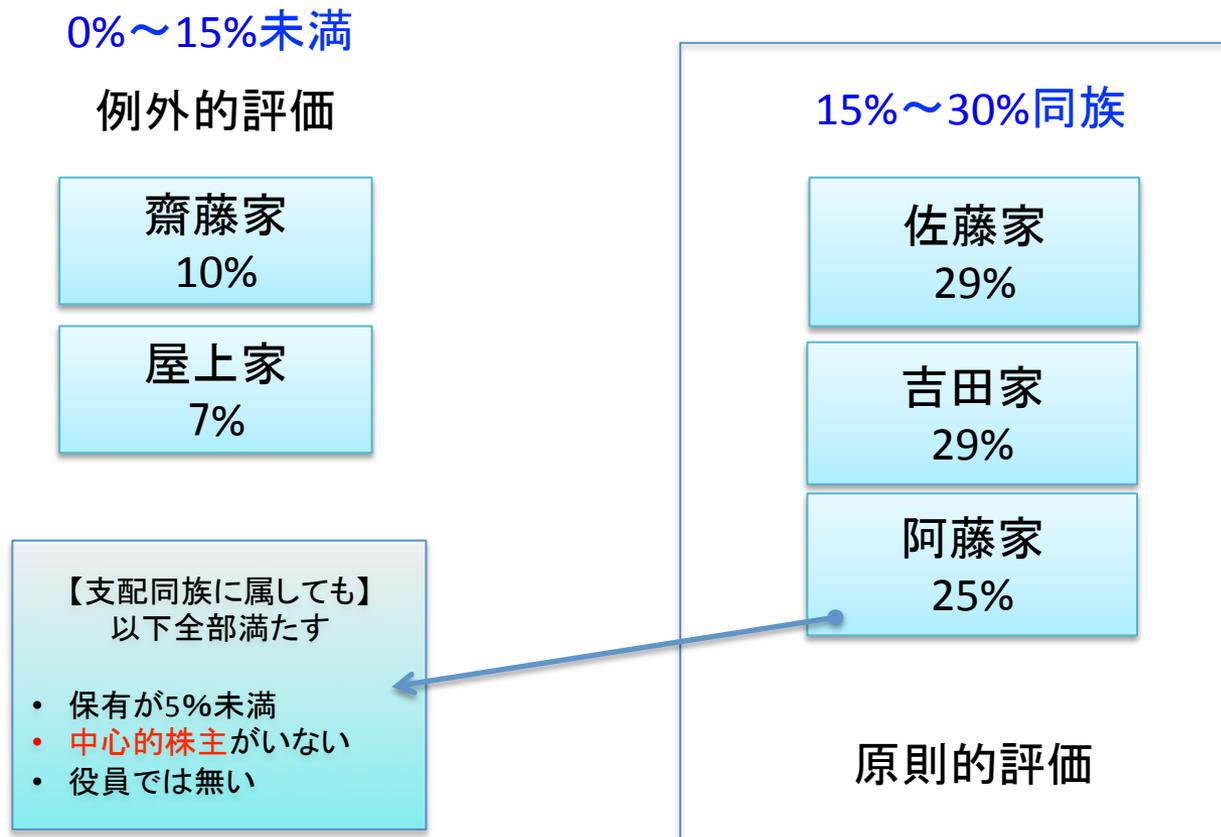


中心的同族とは保有議決権25%以上の直系の同族であるその同族株主  
直系同族: 本人を中心に祖父母・父母・配偶者・子・孫・兄弟

# 同族株主なしの判定フロー



# 筆頭でも30%未満の保有である同族



中心的株主とは保有議決権15%以上の株主グループのうち単独で10%以上保有しているその株主個人

# 財産評価基本通達188

## (同族株主以外の株主等が取得した株式)

188 178<<取引相場のない株式の評価上の区分>>の「**同族株主以外の株主等が取得した株式**」は、次のいずれかに該当する株式をいい、その株式の価額は、**次項の定め**による。(昭47直資3-16・昭53直評5外・昭58直評5外・平15課評2-15外・平18課評2-27外改正)

### (1) 同族株主のいる会社の株式のうち、同族株主以外の株主の取得した株式

この場合における「同族株主」とは、課税時期における評価会社の株主のうち、株主の1人及びその同族関係者(**法人税法施行令第4条(同族関係者の範囲)**)に規定する特殊の関係のある個人又は法人をいう。以下同じ。)の有する議決権の合計数がその会社の議決権総数の**30%以上**(その評価会社の株主のうち、株主の1人及びその同族関係者の有する議決権の合計数が最も多いグループの有する議決権の合計数が、その会社の議決権総数の50%超である会社にあつては、**50%超**)である場合におけるその株主及びその同族関係者をいう。

(2) **中心的な同族株主**のいる会社の株主のうち、中心的な同族株主以外の同族株主で、その者の株式取得後の議決権の数がその会社の議決権総数の**5%未満**であるもの(課税時期において**評価会社の役員**(社長、理事長並びに法人税法施行令第71条第1項第1号、第2号及び第4号に掲げる者をいう。以下この項において同じ。))**である者及び課税時期の翌日から法定申告期限までの間に役員となる者を除く。**)の取得した株式この場合における「中心的な同族株主」とは、課税時期において同族株主の1人並びに**その株主の配偶者、直系血族、兄弟姉妹及び1親等の姻族**(これらの者の同族関係者である会社のうち、これらの者が有する議決権の合計数がその会社の議決権総数の25%以上である会社を含む。)の有する議決権の合計数がその会社の**議決権総数の25%以上**である場合におけるその株主をいう。

(3) 同族株主のいない会社の株主のうち、課税時期において株主の1人及びその同族関係者の有する議決権の合計数が、その会社の議決権総数の**15%未満**である場合におけるその株主の取得した株式

(4) 中心的な株主がおり、かつ、同族株主のいない会社の株主のうち、課税時期において株主の1人及びその同族関係者の有する議決権の合計数がその会社の議決権総数の**15%以上**である場合におけるその株主で、その者の株式取得後の議決権の数がその会社の議決権総数の**5%未満**であるもの((2)の役員である者及び役員となる者を除く。)の取得した株式

この場合における「**中心的な株主**」とは、課税時期において株主の1人及びその同族関係者の有する議決権の合計数がその会社の議決権総数の**15%以上**である株主グループのうち、いずれかのグループに単独でその会社の議決権総数の**10%以上の議決権**を有している株主がいる場合におけるその株主をいう。

## (同族株主以外の株主等が取得した株式の評価)

188-2 前項の株式の価額は、その株式に係る年配当金額(183<<評価会社の1株当たりの配当金額等の計算>>の(1)に定める1株当たりの配当金額をいう。ただし、その金額が2円50銭未満のもの及び無配のものにあつては2円50銭とする。)を基として、次の算式により計算した金額によって評価する。ただし、その金額がその株式を179<<取引相場のない株式の評価の原則>>の定めにより評価するものとして計算した金額を超える場合には、179<<取引相場

$$\frac{\text{その株式に係る年配当金額}}{10\%} \times \frac{\text{その株式の1株当たりの資本金等の額}}{50\text{円}}$$

10%

50円

の定めにより計算した金額によって評価する。(昭58直評5外追加、平12課評2-4外・平18課評2-27外改正)